

**広島市北部地区学校給食センター（仮称）等  
新築工事・管理運営事業**

**入 札 説 明 書**

**令和5年5月31日**

**広島市**

— 目 次 —

<b>第 1</b>	<b>入札説明書等の位置付け</b>	<b>1</b>
<b>第 2</b>	<b>事業内容に関する事項</b>	<b>2</b>
1	事業の名称	2
2	公共施設の管理者の名称	2
3	事業の目的	2
4	基本的な考え方	2
5	事業の概要	3
6	事業方式	3
7	事業スケジュール	3
8	施設内容	4
9	事業の範囲	4
10	契約形態	6
11	事業の実施に当たり遵守すべき法規制・適用基準等	6
12	支払条件	6
13	事業期間終了時の措置	7
14	特記事項	7
<b>第 3</b>	<b>事業者の募集及び選定に関する事項</b>	<b>8</b>
1	選定方法	8
2	募集及び選定スケジュール	8
3	入札参加者が備えるべき参加資格要件	8
4	入札参加者に求めること	12
5	入札に関する質問及び参加申込等	12
6	入札及び提案書の受付	14
7	本市の競争入札参加資格の認定を受けていない者の本件入札への参加	19
8	事業者の決定方法等	20
<b>第 4</b>	<b>契約に関する事項</b>	<b>21</b>
1	契約手続き	21
2	契約書の内容変更	21
3	契約書作成費用	21
4	落札者の契約上の地位	21
5	その他	21
<b>第 5</b>	<b>その他</b>	<b>22</b>
1	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	22
2	その他事業の実施に関し必要な事項	22

## 第1 入札説明書等の位置付け

広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、広島市（以下「市」という。）が設計・建設（Design-Build）の一括発注と、維持管理・運営等（Operate）の一括発注を包括して行う方式（以下「DBO方式」という。）で発注する「広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者の選定に係る総合評価一般競争入札を公告するに当たり、入札参加を希望する者を対象に配付するものである。

入札説明書に併せて交付する次の資料は一体のものとし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

- ・本事業の要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ・本事業の落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）
- ・本事業の基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ・本事業の設計・建設等請負契約書（案）（以下「設計・建設等請負契約書（案）」という。）
- ・本事業の維持管理・運営委託契約書（案）（以下「維持管理・運営委託契約書（案）」という。）
- ・本事業の様式集（以下「様式集」という。）

今後、市及び本事業の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書等の内容を前提として、入札手続きを進めるものとする。

なお、入札説明書等と「本事業の事業概要（素案）」（令和5年3月31日公表。以下「事業概要（素案）」という。）及び、「事業概要（素案）等に関する質問及び意見への回答」（令和5年4月28日公表）に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先する。

入札説明書等に記載のない事項については、入札説明書等に関する質問への回答による。

## 第2 事業内容に関する事項

### 1 事業の名称

広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業

### 2 公共施設の管理者の名称

広島市長 松井 一實

### 3 事業の目的

本市の学校給食は、①各学校の調理場で調理する「自校調理方式」、②学校給食センターで数校分の給食を調理し各学校に配送する「給食センター方式」、③民間事業者の調理場で調理しランチボックスで提供する「選択制のデリバリー方式（以下「デリバリー方式」という。）」（家庭から持参する弁当との選択制で実施）の三つの方式で提供しているが、デリバリー方式について残食率が高く申込率も年々低下していることや、自校調理方式と給食センター方式で施設の老朽化が進んでいることなど様々な課題がある。

こうした課題を総合的に解決するため、将来的に学校給食センターを基本とする給食提供体制を目指すことを決定したところであり（「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針（令和3年9月）」）、本事業は、この取組の一つとして可部地区学校給食センターの調理能力を拡張して安佐市民病院跡地に建て替え、デリバリー方式の解消とともに現行の学校給食センター及び近隣の自校調理場の老朽化等の課題を解決し、全ての児童生徒により安全でよりおいしい給食を提供することを目的とする。

あわせて、食に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる附帯機能を整備することなどにより、新たな学校給食センターが安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトである「若者や子育て世代を中心に広域から多世代が集い憩える交流の場」の実現に寄与する施設となることを期待するものである。

### 4 基本的な考え方

本事業は、事業者が施設を設計・建設し、維持管理・運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

事業は以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

#### (1) 安全管理・衛生管理

学校給食衛生管理基準等に基づく安全管理や衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食を提供する。また、アレルギー対応食については、専用調理室を設置し、他の調理作業と区別して安全に調理する。

#### (2) 効率的な調理環境

供給食数や献立に応じた作業空間と機能性、食材搬入から給食の搬出までのスムーズな作業動線を確保し、作業効率の向上と働きやすい室内環境を整備する。

#### (3) 適切な温度管理による安全な配送

周辺環境への影響や安全面に十分に配慮した配送計画を作成した上で、保温・保冷機能に優れた食缶により、給食を安全に配送し、調理後2時間以内の喫食を実現する。

#### (4) 環境負荷の低減

建設場所が住居地域であることを踏まえ、学校給食センターの建設工事期間・運営期間を通じて臭気・騒音・振動対策などを徹底し、周辺地域の環境を保全するとともに、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用などエネルギー消費量の削減に努め、環境負荷の低減を図る。

#### (5) 食育に関する情報発信・地域活動等の活性化への貢献

食育に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる会議室やオープンスペース、キッチンスタジオなどを整備した上で、調理実習会や試食会の実施、健康的な食事に関する情報提供など広く市民を対象とした食育推進活動を実施するとともに、隣接する多目的交流広場と連携した週末イベントなどを実施する。

#### (6) 施設を活用した自主事業（任意）

学校給食の提供を行わない時期や時間帯における調理場の有効活用を図るため、事業者による学校給食センターを活用した自主事業の実施を可能とする。

### 5 事業の概要

#### (1) 事業用地

広島市安佐北区可部南二丁目（旧安佐市民病院南館跡地）

#### (2) 用途地域

第一種住居地域

※建設に当たっては、建築基準法第 48 条第 5 項ただし書きの許可が必要となる。

#### (3) 建ぺい率／容積率

60％／200％

#### (4) 敷地面積

10,204.99 m<sup>2</sup>（旧安佐市民病院南館跡地全体の敷地面積 18,896.52 m<sup>2</sup>）

#### (5) 調理能力

12,000 食程度／日

※米飯については 4,000 食程度／日から段階的に提供食数を拡大（12,000 食程度／日）する想定である。

### 6 事業方式

公設民営（DBO 方式）

### 7 事業スケジュール

事業契約締結	令和 5 年 12 月
設計・建設期間	令和 5 年 12 月～令和 7 年 10 月（1 年 11 か月間）
開業準備期間	令和 7 年 11 月～令和 7 年 12 月（2 か月間）
維持管理・運営期間	令和 8 年 1 月～令和 23 年 7 月（15 年 7 か月間）

## 8 施設内容

本件施設に必要な施設内容として以下のものを想定している。なお、市として施設に求める性能等については要求水準書に示す。

区 分		諸 室 等
給食エリア	作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、肉・魚・卵下処理室、野菜下処理室、冷蔵室・冷凍室、食品庫、計量室、食油庫、貯米室、洗米室、廃棄物庫 等 [洗浄ゾーン] 洗浄室、回収前室、残渣処理室、重汚染物洗浄室、汚染区域用器具洗浄室（検収・下処理ゾーン）、洗剤庫 等
		[調理ゾーン] 上処理室、調理室（煮炊き）、揚げ物・焼き物室、和え物室、炊飯室、アレルギー対応食調理室 等 [洗浄ゾーン] 非汚染区域用器具洗浄室 [配送・コンテナプールゾーン] コンテナ室、配送風除室 等
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、配送員控室、洗濯・乾燥室、調理従事者用更衣室（男女別）、調理従事者用トイレ、物品・備蓄品保管室 等
	一般エリア	市専用エリア 市職員用事務室（執務室、更衣室）、書類・物品保管室 等 事業者専用エリア 事業者用事務室、調理従事者専用玄関 等 共用エリア 市職員・一般市民用玄関、共用トイレ、多目的トイレ、エレベーター・廊下等 等 食育エリア 研修室、調理実習室（キッチンスタジオ）、オープンスペース、見学スペース（食育展示スペース含む。）
附帯施設		機械室等、排水処理施設、受水槽、ごみ置場、植栽、駐車場、駐輪場（自転車等駐車場）、敷地内通路、門扉及び塀、防火水槽、倉庫 等

## 9 事業の範囲

事業者が行う事業の範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については要求水準書に示す。

### (1) 施設整備業務

#### ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 本件施設の基本設計・実施設計業務
- (ウ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務

(エ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設業務

(ア) 本件施設の建設業務

(イ) 調理設備調達業務

(ウ) 調理備品調達業務

(エ) 食缶等調達業務

(オ) 事務備品調達業務

(カ) 近隣対応・周辺対策業務

(キ) 中間検査・竣工検査及び引渡し業務

(ク) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 工事監理業務

【参考】施設整備に関して市が実施する業務

ア 事業用地内の既存施設等の解体・撤去業務（既存施設の基礎や埋設配管は全て撤去する。  
敷地南側のコンクリート擁壁は残置とする。）

イ 配送校の配膳室等整備・改修業務（令和7年10月までに実施予定である。）

**(2) 開業準備業務**

維持管理・運営を行うための準備業務及びこれらに付随する業務

**(3) 維持管理業務**

ア 建築物保守管理業務

イ 建築設備保守管理業務

ウ 外構・植栽保守管理業務

エ 調理設備保守管理業務

オ 調理備品保守管理業務

カ 事務備品保守管理業務

キ 清掃業務

ク 警備業務

ケ 長期修繕計画作成業務

コ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

**(4) 運營業務**

ア 食材検収・保管業務

イ 調理業務

ウ 配送・回収業務

エ 洗浄等業務

オ 廃棄物等処理業務

カ 食器等管理業務

キ 食缶等保守管理業務

ク 調理員用品・消耗品調達業務

ケ 配送車調達・維持管理・更新業務

コ 衛生管理業務

サ 配膳・下膳業務

シ 食育・喫食促進支援業務

ス 広報支援業務

セ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※施設整備業務から運營業務までに係る全ての光熱水費（市専用エリア及び食育エリア、配送校での配膳業務に係る光熱水費を除く。）は事業者の負担とする。

【参考】運営に関して市が実施する業務

ア 献立作成・栄養管理業務

イ 食器等調達業務

ウ 食材調達業務

エ 給食費の徴収管理

オ 食数調整

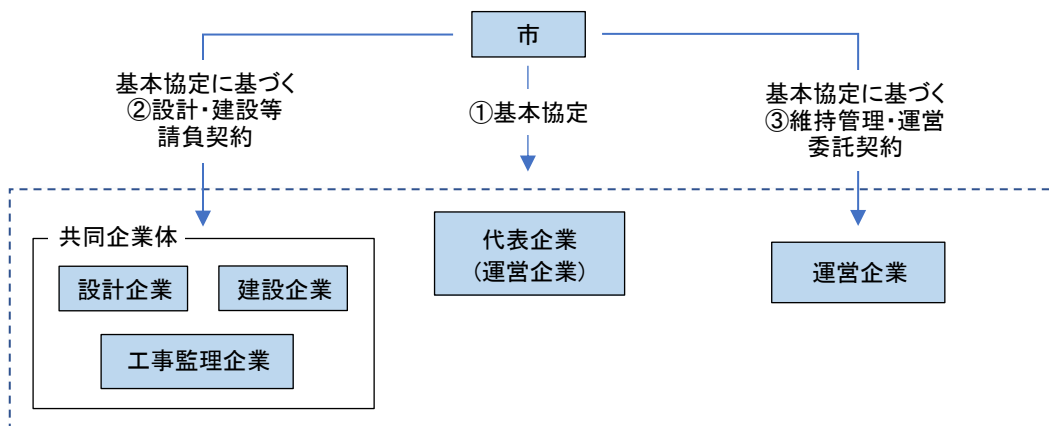
## 10 契約形態

市は、本事業に係る施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運營業務等を一体の事業として発注するため、落札者と基本協定を締結する。

また、市は基本協定に基づき、設計企業、建設企業、工事監理企業を構成員とする共同企業体（分担施工方式とする。）と「設計・建設等請負工事契約」を締結するとともに、運營業業と「維持管理・運営委託契約」を締結する。

なお、本事業においてSPC（特別目的会社）の設立は不要とする。

【契約形態のイメージ】



## 11 事業の実施に当たり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書を参照すること。

## 12 支払条件

施設整備業務の対価については、令和6年度から令和7年度の施設整備期間の各年度において、事業者の部分払いで支払う。

開業準備業務の対価については、事業者が実施する開業準備業務に係る対価を開業準備業務完了後に一括して支払う。

維持管理業務及び運營業務の対価については、固定料金（施設の維持管理、配送・清掃等）と変動料金（提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等）で構成するものとし、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたって月ごとに支払う。

なお、維持管理業務及び運營業務の対価は、物価変動に基づき1年に1回改定する。



### 13 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本件施設を要求水準書に示す良好な状態で引き継ぐこと。

### 14 特記事項

#### (1) 附帯事業

本事業では、安佐市民病院跡地活用推進協議会において了承された跡地全体の活用コンセプトを踏まえ、単なる調理場ではなく、食に関する情報発信や地域住民の様々な活動に利用できる附帯機能を整備する。詳細は要求水準書に示す。

#### (2) 自主事業（任意）

本事業では、学校給食の調理を行わない時期や時間帯において事業者が調理場を活用した自主事業を実施することを可能とする。詳細は要求水準書に示す。

#### (3) 学校給食用食材の取扱い

本事業で使用する学校給食用食材は、原則、一般財団法人広島市学校給食会を通じて調達する。

#### (4) 炊飯の取扱い

##### ア 炊飯食数

本事業で整備する学校給食センターは、1日当たり12,000食程度の炊飯能力を備えた施設・設備とした上で、炊飯食数は稼働当初の1日当たり4,000食程度※から段階的に提供食数を拡大（12,000食/日）する想定であるが、稼働後の炊飯食数の拡大スケジュールは現時点で未定であり、段階的な拡大を保証するものではない（※稼働当初の対象校は、資料5「配送校の一覧」を参照のこと。）。

##### イ 炊飯に係る対価

本事業とは別に、運営企業に対して以下のとおり、炊飯に係る対価を支払う。

##### 【炊飯に関する条件等】

- (ア) 一般財団法人広島市学校給食会と米飯の売買契約を締結する業者が、炊飯に要する人件費相当額を米飯加工賃として支払う。
- (イ) (ア)以外の経費（炊飯設備の維持管理費や炊飯に係る光熱水費、配送に係る車両費、燃料費、人件費等）については、本事業の対価として支払う額に含める。
- (ウ) (ア)の米飯加工賃の額は毎年、改定する。

[参考]	
(イ)及び(ウ)の経費全てを対象とした令和5年度の米飯加工委託契約の状況	
1食当たり単価	米飯70gの加工賃 約30円/食

(注) なお、精米は一般財団法人広島市学校給食会と米飯の売買契約を締結する業者が調達し、運営企業に引き渡す。

### 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 選定方法

本事業では、学校給食の提供に当たりより高い安全・衛生管理のための工夫や、周辺の住環境を保全するための提案、安佐市民病院跡地全体の活用コンセプトを踏まえた施設とするための提案などを求めるものであるため、事業者の選定方法は、価格とともにこれらの提案内容も評価する「総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）」とする。

なお、本事業は、WTO政府調達協定（平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受けるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

#### 2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下の予定である。

日程	内容
令和5年5月31日	入札公告及び入札説明書等の公表
令和5年6月1日～6月14日	入札説明書等に関する質問の受付・回答
令和5年6月8日～6月9日	入札説明書等に関する個別対話の実施
令和5年6月30日	入札説明書等に関する質問に対する回答
令和5年7月7日	入札参加資格審査確認書類の受付締切
令和5年7月28日	入札参加資格審査結果の通知
令和5年9月14日～9月15日	入札及び提案書の受付
令和5年10月17日～20日	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む。）
令和5年11月上旬	落札者の決定及び公表、仮契約締結
令和5年12月	事業契約締結

#### 3 入札参加者が備えるべき参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）及び開業準備業務、維持管理業務並びに運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）を構成員とするグループ（以下「グループ」という。）とする。

イ 上記アの構成員以外に、調理設備調達業務、施設維持管理業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務等を行う企業を、必要に応じて協力員としてグループに含めることができる。

ウ 「(2) 入札参加者の資格要件」を満たす者は、本事業の複数の業務を実施すること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することができるものとする。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本的関係若しくは人的関係（詳細は後記(3)参照。

以下同じ。)のある者が兼ねてはならない。

エ 本事業に参加するグループは、あらかじめグループの代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。

また、グループの代表企業は、落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等の受理については、原則として全て代表企業が行う。

なお、本事業を実施するための特別目的会社（SPC）の設立は不要とする。

オ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

カ 入札参加者の構成員のいずれかと資本的関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の構成員になることはできない。

## (2) 入札参加者の資格要件

### ア 共通の参加資格

入札参加者の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当する者でないこと。

(イ) この入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者若しくは本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(ウ) 広島市税を滞納していない者であること。

(エ) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(オ) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(カ) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者でないこと。

(キ) 本事業に係る事業者選定支援業務等の受託者又は当該受託者と資本的関係又は人的関係がある者ではないこと。

※本事業に係る事業者選定支援業務等の受託者は、次に掲げるとおりである。

株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目20番4号

(ク) 選定審議会（後記8(1)を参照）の委員又は委員が所属する企業と資本的関係又は人的関係がある者ではないこと。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

### イ 個別の参加資格

入札参加者の構成員である設計企業、建設企業、工事監理企業及び運営企業は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たす者でなければならない。

## (7) 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、全ての企業が a 及び b の要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 令和 5・6 年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されていること。
- c 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡し完了した、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の新築工事の設計業務の実績を有すること。
- d 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡し完了した、ドライシステムの特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設（学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の設計業務の実績を有すること。

## (4) 建設企業

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、全ての企業が a から c までの要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- b 令和 5・6 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が建築一式工事で認定されていること。
- c 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築一式工事の総合評定値が 900 点以上であること。
- d 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築一式工事の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- e 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡し完了した、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の新築工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 20%以上のものに限る。

## (ウ) 工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、全ての企業が a 及び b の要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- a 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 令和 5・6 年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されていること。

- c 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の新築工事の工事監理業務の実績を有すること。
- d 平成 20 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、ドライシステムの特定給食施設の工事監理業務の実績を有すること。

#### (I) 運営企業

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して開業準備業務、維持管理業務及び運営業務を実施する場合、全ての企業が a 及び b の要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- a 広島市競争入札参加資格の「令和 5・6・7 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-15 その他（給食）」に登録されている者であること。
- b 学校給食施設において、この入札の公告日から起算して過去 3 年以内及びこの入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- c 特定給食施設における調理業務について、継続して 5 年以上の実績があること。

#### (3) 資本的関係及び人的関係

本事業の入札参加の資格要件に関わる資本的関係及び人的関係は次のとおりである。

##### ア 資本的関係に関する事項

- (ア) 親会社等と子会社等
- (イ) 親会社等が同一である子会社等

##### イ 人的関係に関する事項

- (ア) 代表権を有する者が同一である会社等
- (イ) 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人という。）を兼任している場合を含む。）
- (ウ) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

#### (4) 入札参加資格の確認

前記(2)の「共通の参加資格」及び「個別の参加資格」に係る入札参加資格確認の基準日は、入札参加資格審査確認書類の受付締切日とする。なお、入札の公告日から備えておくべき資格については、入札の公告日から入札参加資格確認の基準日までの期間においても備えていることを要件とする。

また、入札参加資格確認後、落札者の決定日までの間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議の上、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

#### 4 入札参加者に求めること

本事業の実施に当たっては、広島市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

また、調理従事者及び配膳業務従事者の雇用に当たっては、現在、市の学校給食施設等で学校給食の調理及び配膳に従事している者を優先すること。

#### 5 入札に関する質問及び参加申込等

##### (1) 入札説明書等に関する質問及び回答

###### ア 受付期間

令和5年6月1日（木）から6月14日（水）まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

###### イ 受付方法

入札説明書等に関する質問書（様式1-1）に質問事項等を記入し、ファイル名を質問者の企業名に変更の上、電子メールに添付して提出すること。

※様式1-1のファイル形式はMicrosoft Excel。

###### ウ 提出先

E-mail : kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp

###### エ 回答

質問に関する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和5年6月30日（金）までに市のホームページで公表する。

##### (2) 個別対話の実施

本事業をより良いものとするため、要求水準書等の解釈を明確化すること等を目的として、入札参加予定者で構成されるグループごとに、市との個別対話を実施する。

項目	内容
開催日程	令和5年6月8日（木）午後、6月9日（金）終日 ・実施時間は原則先着順とし、当日の開始時間等は別途連絡する。 ・個別対話の時間は60分程度を予定している。
実施会場	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 （広島市役所北庁舎（中区役所）6階 教育委員室）
参加申込期間	令和5年6月1日（木）午前8時30分から令和5年6月5日（月）午後5時まで
参加申込方法	入札参加に当たっての代表企業が、個別対話参加申込書（様式1-2）に必要事項を記入の上、電子メールに同申込書を添付して提出すること。 ・電子メールの件名は「（代表企業名・個別対話申込）広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業」とすること。 なお、参加人数は1グループにつき10名までとする。
申込先	E-mail : kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp

※個別対話は、あくまで市と入札参加者の意思疎通を図る場であるが、入札参加者にとっては提案に関する内容が含まれる可能性があることを踏まえ、入札参加者ごとに個別に行い、非公開とする。

※発言内容は、入札参加者・市の双方を拘束しないものとし、入札参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りは行わない。

### (3) 入札参加申込

入札参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、入札参加資格確認申請等に関する提出書類（様式 2-1 から 2-19 まで及び添付書類）を提出すること。

#### ア 受付期間

令和 5 年 7 月 3 日（月）から令和 5 年 7 月 7 日（金）までの午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

ただし、郵送による場合は、令和 5 年 7 月 3 日（月）から令和 5 年 7 月 7 日（金）午後 5 時まで（必着）

#### イ 提出場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号（広島市役所北庁舎（中区役所）6 階）  
広島市教育委員会 学校教育部 健康教育課 食育係

#### ウ 提出方法

入札参加資格確認申請等に関する提出書類は、持参又は郵送により提出することとし、電子メール又は FAX による提出は受け付けない。ただし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便等の受取記録が残る方法にて送付すること。

### (4) 入札参加資格審査の結果通知

市は、入札参加資格審査確認書類を提出した者に対し、入札参加資格審査の結果を令和 5 年 7 月 28 日（金）までに書面により通知する。

### (5) 入札参加資格がないとされた場合の取扱い

入札参加資格審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求められることができる。

#### ア 提出日時

令和 5 年 7 月 31 日（月）から令和 5 年 8 月 4 日（金）までの午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

ただし、郵送による場合は、令和 5 年 7 月 31 日（月）から令和 5 年 8 月 4 日（金）午後 5 時まで（必着）

#### イ 提出場所

上記(3)イの提出場所と同じ。

#### ウ 提出方法

入札参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式 2-21）に必要な事項を記入し、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付することとし、電子メール又は FAX による提出は受け付けない。

#### エ 回答

市は令和 5 年 8 月 18 日（金）を目途に書面により回答する。

## 6 入札及び提案書の受付

### (1) 提出期間・場所

#### ア 提出期間

令和5年9月14日(木)から令和5年9月15日(金)までの午前8時30分から午後5時(ただし、最終日は午後3時)まで

ただし、郵送による場合は、入札公告の日から令和5年9月15日(金)午後3時まで(必着)

#### イ 提出場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号(広島市役所北庁舎(中区役所)6階)  
広島市教育委員会 学校教育部 健康教育課 食育係

### (2) 入札の方法

ア 入札金額は、総価を記載すること。

イ 入札書に記載する金額は施設整備業務と維持管理・運營業務の入札価格の合計とし、内訳として施設整備業務と維持管理・運營業務の入札価格を各々併記すること。

ウ 予定価格は、施設整備業務と維持管理・運營業務の別に設定する。

エ 落札決定に当たっては、入札書(様式3-1)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書(様式3-2)を作成し、入札書と同時に提出すること。

なお、入札金額内訳書の提出がない入札、入札書と入札金額内訳書の価格が一致しない入札及び入札金額内訳書の合計価格と内訳金額が不整合な入札は、すべて無効とする。

### (3) 入札回数

入札回数は1回限りとし、この結果、落札者となるべき者がいない場合は、入札を打ち切る。

### (4) 入札書等の提出方法等

次のとおり、持参又は郵送(配達証明付書留郵便)により提出すること。

#### ア 持参による場合

入札書の持参により入札に参加する場合は、必要な書類を入れたそれぞれの封筒を同一の持参用の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、封筒の表に「令和5年9月19日開札「広島市北部地区学校給食センター(仮称)等新築工事・管理運營業務に係る入札書等」在中」と朱書きするとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX番号及び業者番号を記載し、前記(1)アの提出期間内に前記(1)イの提出場所に持参すること。

#### イ 郵送(配達証明付書留郵便)による場合

入札書の郵送(配達証明付書留郵便)により入札に参加する場合は、必要な書類を入れたそれぞれの封筒を同一の郵送用の封筒に入れ、その封筒には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、封筒の表に「令和5年9月19日開札「広島市北部地区学校給食センター(仮称)等新築工事・管理運營業務に係る入札書等」在中」と朱書きするとともに、封筒



の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX 番号及び業者番号を記載し、前記(1)アの郵送提出期間内に前記(1)イの提出場所に「親展」で郵送（配達証明付書留郵便）すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

#### (5) 提案書の提出方法等

提案書を前記(1)イの提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、前記(4)イと同様、配達証明付書留郵便により送付することとし、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。

提案書は、入札説明書様式集に準拠して作成し、正本 1 部、副本 15 部を提出すること。

なお、提案書の内容について疑義や質問が生じた場合は、市から提案者に対して問合せを行うことがある。

#### (6) 開札等

ア 日時

令和 5 年 9 月 19 日（火）午後 1 時

イ 場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号

（広島市役所北庁舎（中区役所）6 階（教育委員室））

ウ その他

(ア) 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる（立ち会うことができる者は、1 者につき 1 名とする。）。

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(イ) 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

(ウ) 入札参加者は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ競争入札参加資格を証する書類（資格審査結果通知書の写し）、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

(エ) 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

(オ) 開札結果は、開札場所において入札の有効、無効のみ発表する。

#### (7) 入札及び提案審査書類の受付にあたっての留意事項

ア 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

イ 入札の棄権

入札参加者が、入札書及び提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

ウ 入札の辞退

入札参加資格確認申請を行った入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書類等の提出期限までに入札辞退届（様式 2-23）を提出すること。

エ 入札書の記載等

(ア) 入札予定価格

本事業における予定価格は、14,488,597,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

なお、このうち、施設整備業務の予定価格は 4,478,182,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、維持管理・運営業務の予定価格は 10,010,415,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

入札予定価格は、事業契約締結後の物価変動による増減額を除く額である。

(イ) 入札金額の記載

入札金額は、入札書（様式 3-1）に記載すること。この際の計算に物価変動率は見込まないものとする。

オ 入札時算定用年間提供給食数

入札価格の算定に当たり、年間提供日数及び 1 日当たりの見込食数は以下のとおりとする。

年度	日数	1 日当たり見込食数
令和 7 年度	47 日	11,956 食
令和 8 年度	200 日	11,835 食
令和 9 年度	200 日	11,690 食
令和 10 年度	200 日	11,403 食
令和 11 年度	200 日	11,140 食
令和 12 年度	200 日	10,840 食
令和 13 年度	200 日	11,866 食
令和 14 年度	200 日	12,152 食
令和 15 年度	200 日	12,205 食
令和 16 年度	200 日	11,896 食
令和 17 年度	200 日	12,040 食
令和 18 年度	200 日	11,863 食
令和 19 年度	200 日	12,231 食
令和 20 年度	200 日	12,054 食
令和 21 年度	200 日	11,893 食
令和 22 年度	200 日	11,734 食
令和 23 年度	69 日	11,559 食

※入札価格算定用の年間提供食数は、運営費見積書（様式 3-24）を参照すること。

※上記の「1 日当たりの見込食数」は、入札価格算定用に使用する数値として児童・生徒数推計値等から算出したものであり、教職員分を含んだ数である。学級数の見込みが必要な場合は資料 8「配送校の児童生徒数等の状況」を参照すること。

※現時点で予定している配送校の追加を行った際の見込みで算出している。

カ 本事業に関する提案内容を記載した提案書の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案書は一切返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は入札参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

キ 入札書及び提案書の変更禁止

入札書及び提案書の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正についてはこの限りではない。

**(8) その他の留意事項**

ア 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

イ 入札保証金

免除する。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第 2 条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（100 分の 5 の額）の損害賠償金を請求する。

ウ 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(ア) 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に本市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札（共同企業体にあつては、その構成員のいずれかがこれらに該当したものが行った入札を含む。）

(イ) 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

(ウ) 入札金額を訂正したもの

(エ) 前記(7)エ(ア)の予定価格を上回る額の入札

(オ) その他規則第 8 条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第 1 号の押印に代えて署名したものを除く。）

(カ) 「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成 7 年広島市規則第 132 号）第 7 条第 5 号の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったとき（共同企業体にあつては、その構成員のいずれかがこれらに該当したとき）における入札

エ 契約保証金

契約を締結する場合において、設計・建設等請負工事契約については契約締結日までに契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。

また、維持管理・運営委託契約については契約締結日までに最高支払額（各年度の支払予定額のうちの最高額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の免除要件に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。詳細は広島市ホームページ等を参照すること。

オ 契約手続における交渉の有無

無

カ 費用負担

一般競争入札参加資格確認申請書等及び提案書等の作成及び提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

また、落札者は、本市と協議しながら、履行開始日から円滑に本件業務をおこなうことができるように、自らの責任において準備を行い、準備に必要な費用を負担することとする。

キ 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

ク 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

ケ 政府調達に関する協定等の適用

「政府調達に関する協定」（1994年4月15日マラケシュで作成）第20条に定める苦情申立ての手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保又は契約の解除を行うことができる。

コ 広島市議会の議決の要否

設計・建設等請負工事契約について、落札者と仮契約を締結するものとし、広島市議会の議決後に本契約を締結する。（仮契約締結時に、設計・建設等請負工事契約の受注者（共同企業体の構成員全員）の法人の履歴事項全部証明書（写し可。各1部。発行（証明）年月日が落札決定日から3か月前の日以降のもの。）を提出する必要がある。）

ただし、仮契約締結後、本契約を締結するまでの間に、設計・建設等請負工事契約の受注者（共同企業体の構成員の全員又は一の構成員）に以下の事由が認められる場合には、広島市は仮契約を解除することができる。

a 受注者に著しく信義に反する行為があったことが明らかになったとき。

b 受注者が共同企業体を結成している場合において、その構成員の脱退又は破産若しくは解散等により、広島市が契約の履行が困難と認めたとき。

なお、a又はbの場合に、仮契約を解除した場合においては、広島市は受注者に対する一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

## 7 本市の競争入札参加資格の認定を受けていない者の本件入札への参加

前記3(2)イで個別の参加資格要件として定める市の入札参加資格を有していない者が、本件入札に参加するためには、後記(2)イに問い合わせの上、次のとおり申請書等を提出し、開札の時までに当該競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

### (1) 申請期間

入札公告の日から令和5年7月7日(金)まで(広島市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

### (2) 申請書等の交付方法、提出場所及び問合せ先

#### ア 交付方法

##### (ア) 設計企業、建設企業、工事監理企業に係る申請

申請書等の書面を提出する手続となるため、所定の申請書面等について後記イに確認すること。

##### (イ) 運営企業に係る申請

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→関連情報の「物品・役務等競争入札参加資格審査申請について(WTO案件)」に掲載する。

#### イ 提出場所及び問合せ先

##### (ア) 上記ア(ア)に係る申請

広島市財政局契約部工事契約課(広島市役所本庁舎15階)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2280(直通)

##### (イ) 上記ア(イ)に係る申請

広島市財政局契約部物品契約課(広島市役所本庁舎15階)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2083(直通)

### (3) 申請方法

申請書及び添付書類は、上記イの場所に持参するものとし、郵送又はファックスによる申請は受け付けない。

### (4) 申請者の義務

申請者は、広島市から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 8 事業者の決定方法等

事業者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「入札参加資格審査」、「提案内容審査（基礎審査、総合審査）」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

### (1) 選定審議会の設置

事業者の選定についての審議及び審査を行うため、学識経験者や市職員等で構成する「広島市公共施設整備等事業者選定審議会（広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業者選定部会）」（以下「選定審議会」という。）を設置する。

選定審議会は、下表の9名の委員で構成され、選定審議会における審査は非公開とする。

なお、入札公告日以降に、本事業について選定審議会の委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

[敬称略]

区分	委員氏名	所属等
給食経営管理	渡部 佳美	広島女学院大学 人間生活学部 管理栄養学科 教授
食育推進	山本 妃奈子	広島文教大学 人間科学部 人間栄養学科 准教授
食品衛生	北原 明生	一般社団法人広島市食品衛生協会 次長
建築	栗崎 真一朗	広島工業大学 工学部 建築工学科 教授
財務	橘 俊夫	橘公認会計士事務所 公認会計士
保護者	西林 昌則	広島市PTA協議会 安佐北区会長
学校関係	坂口 由紀子	広島市立三入小学校 校長
学校関係	宮奥 紀恵	広島市立三入中学校 校長
地域活性	松尾 雄三	広島市企画総務局地域活性化調整部長

### (2) 落札者の決定

施設整備業務と維持管理・運営業務の入札価格の各々が施設整備業務と維持管理・運営業務の別に定める予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

市は、選定審議会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

### (3) 審査結果及び評価の公表

市は、審査結果を入札参加グループの代表企業に通知するとともに、市のホームページで公表する。

## 第4 契約に関する事項

### 1 契約手続き

市は落札者と次のとおり契約を締結する。なお、契約については落札決定後、仮契約を締結し、広島市議会の議決を得たとき本契約を締結する。

#### (1) 基本協定

市と落札者は、本事業の実施に関する包括的な契約としての基本協定を締結する

#### (2) 設計・建設等請負工事契約

市と落札者（入札参加者の構成員のうち設計企業、建設企業、工事監理企業を構成員とする共同企業体）は、本施設の施設整備業務に関する設計・建設等請負工事契約を締結する。

#### (3) 維持管理・運営委託契約

市と落札者（入札参加者の構成員のうち運営企業）は、本施設の維持管理・運営業務に関する維持管理・運営委託契約を締結する。

#### (4) 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

### 2 契約書の内容変更

落札者との契約に際し、原則、契約書（案）（基本協定書（案）、設計・建設等請負工事契約書（案）及び、維持管理・運営委託契約書（案）をいう。以下同じ。）の内容変更は行わない。

ただし、契約締結までの間に、入札説明書等に関する質問などを踏まえ、文言等の修正を行うことがある。

### 3 契約書作成費用

契約書の検討に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

### 4 落札者の契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、落札者は契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

### 5 その他

ア 落札者が仮契約締結までに指名停止措置を受けた場合は、仮契約を締結しないことがある。

イ 落札者が本契約締結までに指名停止措置を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。

ウ 市は落札者の責めに帰すべき事由により本契約を締結できない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

## 第5 その他

### 1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約に規定する具体的な措置に従う。また、契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 2 その他事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 議会の議決

市は、本事業の契約に関する議案を、広島市議会定例会に提出する予定である。

#### (2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

#### (3) 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部局：広島市教育委員会 学校教育部 健康教育課 食育係 住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (広島市役所北庁舎(中区役所)6階) 電 話：082-504-2490
--